

主な指摘事項【認可外保育施設】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
認可外	事故防止	事故防止ガイドラインを参考に、定期的に保育室内等の安全点検を実施すること。 救急救命訓練を受講した記録がないため、定期的に訓練を実施すること。	7件
認可外	消防設備の点検	消防法に基づき、定期的な消防設備等の点検、及び消防署長への報告を行うこと。	6件
認可外	面積基準	建物その他の設備の規模及び構造（レイアウト及び面積内訳）について、設置届の内容と実態が異なるため、変更届を提出すること。	2件
認可外	職員配置基準	複数施設を兼務する職員の勤務実態（当日の勤務場所及び時間）が確認できない。兼務職員については、各施設で出退勤時間を記録する等、施設毎の勤務時間を明確にすること。	1件
認可外	消防計画の作成	収容人員が30人以上のため、園独自の防火管理者を選任し、消防署長へ届出を行うこと。また、防火管理者は消防計画を作成し消防署長へ届出を行うこと。	1件
認可外	感染症・アレルギー対応	食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表に基づいて対応すること。	1件
認可外	重要事項の掲示	提供するサービス内容の重要な事項について、利用者の見やすいところに掲示を行うこと。	1件
認可外	労働基準法の遵守	労働者名簿を作成し備え置くこと。	1件

計20件